

という。)に当たっては、入居者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者のアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの内容、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入居者に交付するものとする。

9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入居者に対する継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行う。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、入居者の事情により入居者と面接することができない場合その他特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入居者及びその家族に面接すること。

二 定期的に関各担当者の意見を踏まえて、サービスの評価及び目標設定の評価を行う。

三 定期的に関モニタリングの結果と解決策を記録し、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一 入居者が法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合

二 入居者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(3) 介護

1 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

2 ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。

3 ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に対し、その意向に応じて適切な回数の入浴の機会を提供する。入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合には清しきをもって入浴の機会の提供に代えるものとする。一律の入浴日は、これを定めない。

4 ホームは、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。

5 ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、入居者の排せつ状況を踏まえておむつを適切に取り替える。

6 ホームは、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を入居者の意向を踏まえて適切に支援する。

7 ホームは、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

8 ホームは、入居者の負担により、ホームの職員以外の者による介護を受けさせない。

(4) 食事

栄養や入居者の身体状況、嗜好に配慮した食事とし、入居者の能力に合わせた食事介助を提供する。また季節や行事等に応じた食事の提供を行う。

(5) 生活相談、趣味活動等への支援、家族との連携及び外出機会の確保

ホームは、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(6) 機能訓練

入居者の健康維持・増進を図るとともに、信頼関係を築き、職員間での情報・意見交換を蜜にしながら、入居者の身体機能を回復することによって、入居者の生活の質の維持・向上を図ります。

(7) 健康管理

嘱託医の問診・検診・診察をはじめ、看護職員による体温・脈拍・血圧・体重などの測定により、日々の健康管理を行うとともに、認知症高齢者の身体的また精神的特徴を十分に踏まえて個々の状況の的確な把握に努める。

年2回の健康診断を実施する。

(8) 衛生管理

職員・出入り業者の衛生教育を徹底し、食品・調理器具、設備、建物の清潔の保持を図るとともに、整理整頓・自主点検・感染防止に努めます。

また、非常勤医師・看護師により医薬品及び医療器具の管理を行います。

(9) 苦情処理

苦情相談受付窓口を設置し、受付を致した案件については、速やかに苦情受付窓口担当者より責任者へ報告し、必要に応じた処置対応を実施します。

苦情検討委員会を招集し、事実確認から申し出者に対するご返答、必要に応じた対応までを速やかに協議し実践していきます。また、当法人の第三者委員に苦情内容を報告するか否かを申出者に確認し、必要に応じ報告することで、客観性を持たせるように配慮します。

また、定期的に第三者委員に苦情内容・対応事項を報告する機会を持ち、情報開示に配慮した対応を行っていきます。

(10) 事故発生時の対応

入居者が安全、かつ快適に生活できるよう、建物設備等の維持管理、清潔保持、転倒・転落の事故防止、容態急変時等の緊急対応の迅速化に努めます。

また、事故防止委員会を設置運営し事故報告書（ひやりはっと報告）等で報告された事例について専門に検討する事故防止委員を組織し介護事故の発生を未然に防いでいきます。

6 防災計画

地域密着型特別養護老人ホームでの防災計画に準じ、自動火災警報装置、施設内放送設備を完備し機械防災を図ると同時に、消防計画に沿った防災訓練を実施する。

7 日課

24時間体制で食事、排泄、入浴、レクリエーション及び機能訓練の提供を行う。入居者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の状況に合わせた日課を行うこととし、「生活の場」を意識した家庭で生活されていた環境に近い生活を送ることができるようする。

（日課は、入居者個々に合わせて職員がサービス提供を行います。）

6時00分～	起床・洗顔・着替え
7時00分～9時00分	朝食準備・朝食・後片付け
9時30分～	団欒・入浴・行事・趣味活動・機能訓練
11時30分～13時30分	昼食準備・昼食・後片付け
14時00分～	団欒・入浴・行事・趣味活動・機能訓練
17時30分～19時30分	夕食準備・夕食・後片付け
20時00分～	団欒・就寝準備
21時00分	消灯

8 年間行事及び月間行事

入居者に季節感を味わっていただくため、季節の行事を実施するとともに、クラブ活動や趣味の活動を実施し、内容の充実を図り、入居者が自ら選んで楽しく参加いただけけるようになります。地域との交流に力を注ぐとともに、地域の学校をはじめとする団体・個人によるホーム訪問やボランティアを積極的に受け入れ、入居者の日々の生活をよりバラエティーに富んだものにします。

	年間行事		月間行事
春	お花見 桜餅づくり 端午の節句 森林浴	4月	お花見 お誕生日会
		5月	お誕生日会
夏	七夕 夏祭り 花火大会	6月	お誕生日会
		7月	お誕生日会
		8月	お誕生日会
秋	敬老祝賀会 運動会 紅葉ドライブ 秋祭り 芋煮会	9月	お誕生日会
		10月	お誕生日会
		11月	お誕生日会
冬	ゆず湯 クリスマス会 初詣 七草粥 鏡開き もちつき 豆まき	12月	お誕生日会
		1月	お誕生日会
		2月	お誕生日会
春	ひな祭り 草もちづくり	3月	お誕生日会

9 職員配置

一 施設長（管理者）	1名
二 事務員	1名以上
三 生活相談員	1名
四 介護職員	20名以上（常勤換算）
五 看護職員	1名以上（常勤換算）
六 機能訓練指導員	1名（兼務）
七 介護支援専門員	1名
八 医師	1名（非常勤）
九 栄養士	1名

10 職員研修

月	研修名	研修内容
4月	ユニットケア研修	ユニットケアについての理解、接遇
5月	事故予防研修	予防・発生時の対応、衣料用器具の使用方法について
6月	介護技術研修	口腔ケア
7月	感染症予防研修	食中毒・ノロウイルス感染の予防
8月	認知症に関する研修	コミュニケーションスキル
9月	褥瘡予防研修	褥瘡予防について
10月	介護技術研修	排泄について
11月	感染症予防研修	インフルエンザ感染の予防
12月	看取り介護研修	看取りについて
1月	事故予防研修	事故件数の集計と傾向
2月	身体拘束・虐待防止研修	身体拘束廃止の取組み等
3月	介護技術研修	食事ケアについて

その他、ユニットリーダー研修などの外部研修にも、積極的に研修へ派遣します。また、介護福祉士等の資格取得に向けた支援を行います。

11 居住費

家賃分については別紙「居住費計算書（家賃分）」のとおりとし、光熱水費は実費相当額とする。

12 資金計画

別紙「収支計算書」のとおり。